

中央環境審議会大気・騒音振動部会の専門委員会の設置について（案）

平成 25 年 月 日部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）第 9 条第 1 項の規定に基づき、中央環境審議会大気・騒音振動部会の専門委員会について次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会大気・騒音振動部会（以下「部会」という。）に、次の専門委員会を置く。
 - 健康リスク総合専門委員会
 - 有害大気汚染物質排出抑制専門委員会
 - 自動車排出ガス専門委員会
 - 揮発性有機化合物排出抑制専門委員会
 - 石綿飛散防止専門委員会
 - 自動車単体騒音専門委員会
2. 健康リスク総合専門委員会においては、有害大気汚染物質による健康リスクの評価に関する専門の事項を調査する。
3. 有害大気汚染物質排出抑制専門委員会においては、有害大気汚染物質の排出の抑制に関する専門の事項を調査する。
4. 自動車排出ガス専門委員会においては、自動車排出ガス対策に関する専門の事項を調査する。
5. 揮発性有機化合物排出抑制専門委員会においては、揮発性有機化合物の排出の抑制に関する専門の事項を調査する。
6. 石綿飛散防止専門委員会においては、石綿の飛散防止に関する専門の事項を調査する。
7. 自動車単体騒音専門委員会においては、自動車騒音対策（自動車単体対策に限る。）に関する専門の事項を調査する。
8. 部会に関する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会に属する委員、臨時委員及び専門委員の中から部会長が指名する。

中央環境審議会大気環境部会の専門委員会の設置について

平成13年	3月19日	部会決定
平成16年	7月1日	改正
平成16年	9月30日	改正
平成17年	10月7日	改正
平成20年	1月29日	改正
平成20年	6月13日	改正
平成20年	12月19日	改正
平成22年	3月23日	改正
平成24年	5月18日	改正

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）に基づき、中央環境審議会大気環境部会の専門委員会について次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会大気環境部会（以下「部会」という。）に、次の専門委員会を置く。
健康リスク総合専門委員会
有害大気汚染物質排出抑制専門委員会
自動車排出ガス専門委員会
揮発性有機化合物排出抑制専門委員会
石綿飛散防止専門委員会
2. 健康リスク総合専門委員会においては、有害大気汚染物質による健康リスクの評価に関する専門の事項を調査する。
3. 有害大気汚染物質排出抑制専門委員会においては、有害大気汚染物質の排出の抑制に関する専門の事項を調査する。
4. 自動車排出ガス専門委員会においては、自動車排出ガス対策に関する専門の事項を調査する。
5. 揮発性有機化合物排出抑制専門委員会においては、揮発性有機化合物の排出の抑制に関する専門の事項を調査する。

- 6 .石綿飛散防止専門委員会においては、石綿の飛散防止に関する専門の事項を調査する。
- 7 . 部会に関する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会に属する委員、臨時委員及び専門委員の中から部会長が指名する。

中央環境審議会騒音振動部会の専門委員会の設置について

平成 8 年 7 月 2 5 日
騒音振動部会決定
平成 1 7 年 6 月 2 9 日改正

1 . 自動車単体騒音専門委員会の設置

自動車騒音対策の審議に当たっては中央環境審議会騒音振動部会（以下「部会」という。）に次の専門委員会を置く。

- (1) 騒音評価手法等専門委員会
- (2) 騒音未規制施設専門委員会
- (3) 自動車単体騒音専門委員会

2 . 騒音評価手法等専門委員会においては、騒音の評価手法等の在り方に係る専門的事項を調査審議する。

3 . 騒音未規制施設専門委員会においては、未規制施設の追加等に係る専門的事項を調査審議する。

4 . 自動車単体騒音専門委員会においては、自動車騒音対策（自動車単体対策に限る）に関する専門的事項を調査審議する。

5 . 専門委員会の委員長並びに同委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は部長が指名する。